

〇三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱

平成28年9月1日

告示第233号

改正 令和4年3月29日告示第37号

令和5年3月27日告示第68号

令和6年7月1日告示第209号

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等(以下「認知症高齢者等」という。))が行方不明になった場合に備え、地域の支援を得て早期に発見できるよう市を管轄する警察署、消防署その他機関(以下「関係機関」という。))との協力体制を構築することにより、認知症高齢者等の安全の確保及びその家族等への支援のため、三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業(以下「事業」という。))の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、三豊市(以下「市」という。))とする。

(事業の内容等)

第3条 事業は、次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 認知症高齢者等の把握

(2) 緊急連絡体制及び支援体制の構築

(3) 認知症高齢者等が行方不明になった場合の搜索の協力

ア 事業に参加しようとする事業所その他の団体(以下「協力事業所」という。))及び事業に参加しようとする者(以下「協力員」という。))への情報提供及び搜索の協力依頼

イ 住民への防災無線による情報提供及び搜索の協力依頼

(4) 認知症高齢者等の発見報告、搜索解除等の連絡

(5) 認知症高齢者等の事前登録及び協力事業所及び協力員の登録制度の運用

(6) 地域における認知症高齢者等及びその家族等への支援

(7) 事業の周知及び啓発

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 市は、関係機関と協力して事業を実施するものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市の区域に住所を有する概ね65歳以上の認知症高齢者等

(2) 前号に定めるもののほか、市長が事業の実施を必要と認める者

(認知症高齢者等の事前登録)

第5条 認知症高齢者等の家族で事業の利用を希望するものは、高齢者等見守りSOSネットワーク事前(緊急)登録票(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(登録の受理)

第6条 市長は、前条の届出を受理した時は、届出内容を審査し、認知症高齢者等登録台帳(以下「台帳」という。))に登録のうえ、市を管轄する警察署に申請書の写しを送付することにより、情報を共有するものとする。

(登録内容の変更等)

第7条 台帳に登録された者の家族は、登録事項に変更を生じた場合又は登録を抹消しようとする場合は、高齢者等見守りSOSネットワーク登録変更(抹消)届出書(様式第2号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(費用負担)

第8条 第5条の規定による事前登録に係る費用及び行方不明になった認知症高齢者等の搜索に要する費用は、無料とする。

(協力事業所の登録)

第9条 協力事業所は、高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所登録申請書兼誓約書(様式第3号)及び高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所連絡先一覧(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、当該申請をしたものに対し、高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所登録決定(却下)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所登録簿(様式第6号)に当該登録をすることを決定したものの事業所名、代表者名、所在地、連絡先等の情報を登録するものとする。

4 協力事業所は、前項の規定により登録した事項に変更が生じた場合又はその登録を抹消しようとする場合は、高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所登録変更(抹消)届出書(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。

5 市長は、協力事業所の登録が適切でないと判断したときは、当該登録を取り消すことができる。

(協力員の登録)

第10条 協力員は、高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員登録申請書兼誓約書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、当該申請をした者に対し、高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員登録決定(却下)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員登録簿(様式第10号)に当該登録をすることを決定した者の氏名、住所、連絡先等の情報を登録するものとする。

4 協力員は、前項の規定により登録した内容に変更が生じた場合又はその登録を抹消しようとする場合は、高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員登録変更(抹消)届出書(様式第11号)を速やかに市長に提出しなければならない。

5 市長は、協力員の登録が適切でないと判断したときは、当該登録を取り消すことができる。

(協力事業所及び協力員の役割)

第11条 協力事業所及び協力員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活、職務等に支障のない範囲の認知症高齢者等の搜索活動
- (2) 認知症高齢者等を発見した場合における市を管轄する警察署又は地域包括支援センター(以下「センター」という。)への連絡
- (3) 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の受講に努めるものとする。
- (4) 異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見した場合、センターに情報の共有を行う。
(支援要請及び搜索体制)

第12条 認知症高齢者等の家族は、認知症高齢者等が所在不明であることが明らかになった場合は、市を管轄する警察署又はセンターに通報するものとする。ただし、センターへの通報できる時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 2 センターは、前項の通報を受けた場合は、当該認知症高齢者等が台帳に登録された者(以下「被登録者」という。)に該当するか確認し、被登録者と確認したときは、行方不明者情報提供・搜索協力依頼票(様式第12号)により当該被登録者に関する情報を関係機関、協力事業所及び協力員に提供し、搜索の協力を依頼するものとする。
- 3 センターは、行方不明となっていた認知症高齢者等を発見等により搜索を終了するときは、行方不明者搜索解除票(様式第13号)により、関係機関、協力事業所及び協力員に周知するものとする。
- 4 センターは、所在不明となっている認知症高齢者等が被登録者に該当しない場合は、当該者の家族から聴き取りにより高齢者等見守りSOSネットワーク事業(緊急)登録票を作成し、前2項の規定を準用するものとする。
(秘密保持)

第13条 協力事業所は、従業員又は従業員であった者が事業の実施を通じて知り得た認知症高齢者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 2 協力員は、事業の実施を通じて知り得た認知症高齢者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
(高齢者等見守りSOSネットワーク会議)

第14条 市長は、関係機関及び協力事業所と事業の内容、課題等を協議するため、必要に応じて高齢者等見守りSOSネットワーク会議を開催することができる。
(庶務)

第15条 事業の庶務は、センターにおいて処理する。
(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日より施行する。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第68号)

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

附 則(令和6年告示第209号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日より施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の三豊市高齢者等徘徊SOSネットワーク事業実施要綱(以下「改正前の告示」という。)第5条の規定による申請を行い、第6条の規定により登録の決定を受けた者は、改正後の三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱(以下「改正後の告示」という。)第5条の規定による申請を行い、第6条の規定により登録の決定を受けた者とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の告示第9条第1項の規定による協力事業所の申請を行い、同条第2項の規定により協力事業所への登録の決定を受けた事業所は、改正後の告示第9条第1項の規定による協力事業所の申請を行い、同条第2項の規定により協力事業所への登録の決定を受けた事業所とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前の告示第10条第1項の規定による協力員の申請を行い、同条第2項の規定により協力員への登録の決定を受けた者は、改正後の告示第10条第1項の規定による協力員の申請を行い、同条第2項の規定により協力員への登録の決定を受けた者とみなす。

様式第1号（第5条関係）

登録番号	
------	--

高齢者等見守りSOSネットワーク事前（緊急）登録票

1 基本情報（登録者）

申請日 年 月 日

ふりがな 氏 名	
性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日生（ 歳）
住 所	三豊市
電話番号	（ ） —

写真貼付欄 (出来るだけ新しいもの)

2 申請者（同意者）情報

ふりがな 氏 名			
続 柄			
住 所			
電話番号	自宅（ ） —	携帯電話	
緊 急 時 連 絡 先 (日中連絡が 取れるところ)	第1連絡先 氏 名 続 柄 電話番号	第2連絡先 氏 名 続 柄 電話番号	

3 登録者情報（登録者）

身 長	cm	体 型	
身 体 的 特 徴			
認 知 症 の 状 況	・過去に行方不明になったことが（ ある ・ ない ） ・自分の名前を（ 言える ・ 言えない ） ・自分の住所を（ 言える ・ 言えない ）		
よく行く場所			
かかりつけ医	医療機関名（ ）主治医氏名（ ）		
介護保険の利用	有 ・ 無	GPSの所持	有 ・ 無
介護保険の利用 有 の 場 合	居宅介護支 援事業所名	担当ケアマネ ジャー氏名	
注 意 事 項	保護時に注意してほしいこと等		
三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事前（緊急）登録票を提出するに当たり、次の事項について同意します。 1 三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事前（緊急）登録票により、市及び警察署においてその情報が登録・管理されることについて同意します。 2 三豊市高齢者等見守りSOSネットワークを通じて、登録者の早期発見等を行うため、関係機関、協力事業所及び協力員に対し、登録情報を提供することに同意します。 3 登録者の発見時、保護時等において、関係機関と連携を図る必要がある場合は、必要に応じて、登録者の情報を関係者で共有することに同意します。 年 月 日 申請者（同意者）			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 三豊市長

(届出者)

住所

氏名

(続柄)

高齢者等見守りSOSネットワーク登録変更（抹消）届出書

三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり登録事項の変更（抹消）の届出をします。

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	三豊市	電話番号	

2 変更（抹消）事由

☐ 対象者の要件に該当しなくなった。

☐ 転出 ☐ 入所 ☐ 入院 ☐ 死亡

☐ 登録内容に変更が生じた。

変更前	変更後

☐ この事業の登録を辞退する。

☐ その他

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 三豊市長

(協力事業所名)

所在地 三豊市

名称

代表者名

高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所登録申請書兼誓約書

三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業の協力事業所の登録について、三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業所名			
所在地			
電話番号		FAX番号	
担当者氏名	(所属・役職)		
市ホームページ、広報誌等へ協力事業所として事業所名を掲載することについて、	同意する ・ 同意しない		

※情報提供は、基本的にメールで行います。

なお、個人情報の取扱については、次のとおり誓約します。

個人情報に関する誓約書

- 1 この事業を通じて得た個人情報については、高齢者等見守りSOSネットワーク事業の活動(行方不明高齢者等の搜索活動等)以外には使用しません。
- 2 この事業を通じて得た個人情報の取扱いについては、十分に注意します。
- 3 この事業を通じて得た個人情報の不正な使用又は提供がないよう、十分に注意します。
- 4 必要がなくなった個人情報については、責任をもって速やかに廃棄します。

様式第4号(第9条関係)

高齢者等見守りＳＯＳネットワーク事業 協力事業所 連絡先一覧

協力事業所名

[illegible]

備考

- 1 提供した情報を速やかに確認していただくことができる携帯電話等のメールアドレスを記入してください。
- 2 担当者の方には、◎印を氏名の欄に記入してください。
- 3 欄が不足する場合は、適宜別紙に記入してください。
- 4 登録いただいた連絡先等は、高齢者等見守りＳＯＳネットワーク事業以外には使用することはありません。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

三豊市長

印

高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所の登録について、三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

決 定 区 分	決 定 却 下		
事 業 所 名			
所 在 地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
却 下 理 由			
備 考			

この処分に不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三豊市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三豊市を被告として（訴訟において三豊市を代表する者は三豊市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第6号（第9条関係）

高齡者等見守りＳＯＳネットワーク事業協力事業所登録簿

[illegible]

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 三豊市長

協力事業所名

所在地

代表者名

高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所登録変更（抹消）届出書

高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所登録変更（抹消）について、三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱第9条第4項の規定に基づき、を次のとおり届け出ます。

事業所名			
所在地			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	連絡先一覧へ記入（様式第4号）※複数登録可		
担当者氏名	（所属・役職）		

1 変更内容

☐事業所名 ☐所在地 ☐電話番号 ☐FAX番号 ☐メールアドレス ☐担当者氏名

変更前	変更後

2 この事業の登録を辞退する。

☐辞退後も個人情報の保護など取扱いについて遵守いたします。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）三豊市長

協力員（申請者）

氏名

高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員登録申請書兼誓約書

三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員への登録について、三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所	三豊市		
電 話 番 号		F A X 番 号	
メールアドレス			

※情報提供は、基本的にメールで行います。

なお、個人情報の取扱いについては、次のとおり誓約します。

個人情報に関する誓約書

- 1 この事業を通じて得た個人情報については、高齢者等見守りSOSネットワーク事業（行方不明高齢者等の搜索活動）以外には使用しません。
- 2 この事業を通じて得た個人情報については、取扱いに十分に注意します。
- 3 この事業を通じて得た個人情報の不正な使用又は提供がないよう、十分に注意します。
- 4 必要がなくなった個人情報については、責任をもって速やかに廃棄します。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

様

三豊市長

印

高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者等見守りSOSネットワーク事業の協力員の登録について、三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

決 定 区 分	決 定	却 下
氏 名		
メー ル ア ド レ ス		
協力員の費用負担	1. 登録料は無料です。 2. 行方不明高齢者等の情報を受ける費用は、協力員の負担となります。（添付ファイルを含むメール受信料等の費用等） 3. 依頼によって検索にかかった費用は、協力員の負担となります。（検索にかかった通信料、移動費用等）	
協力員の注意事項	1. 検索協力の参加は、強制ではありません。 2. 検索方法に市からの指示はありません。 3. 自身の責任の範囲で行動してください。 4. 個人情報の保護など取扱いについて遵守すること。	
却 下 理 由		
備 考		

この処分に不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三豊市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三豊市を被告として（訴訟において三豊市を代表する者は三豊市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第11号（第10条関係）

年 月 日

(宛先) 三豊市長

協力員（届出者）

氏名

高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員登録変更（抹消）届出書

三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員登録変更（抹消）について、三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業実施要綱第10条第4項の規定に基づき、次のとおり届けます。

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	三豊市		
電 話 番 号		F A X 番 号	
メールアドレス			

1 変更内容

☐氏名 ☐住所 ☐電話番号 ☐F A X 番号 ☐メールアドレス

変更前	変更後

2 この事業の登録を辞退する。

☐辞退後も個人情報の保護など取扱いについて遵守いたします。

【その他情報（写真など）】

写真など

写真など

様式第13号（第12条関係）

三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力事業所 御中
三豊市高齢者等見守りSOSネットワーク事業協力員 様

三豊市地域包括支援センター

行方不明者搜索解除票

次の方に関し、捜査活動を依頼していましたが、解除させていただきます。ご協力ありがとうございました。

解除日： 年 月 日

ふりがな		性別	男 ・ 女
氏 名			
依頼日	年 月 日		
発見日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
発見時の状況等			

【発信元】

所 属	三豊市地域包括支援センター（三豊市介護保険課）		
電話番号		FAX番号	

様式第1号(第5条関係)
様式第2号(第7条関係)
様式第3号(第9条関係)
様式第4号(第9条関係)
様式第5号(第9条関係)
様式第6号(第9条関係)
様式第7号(第9条関係)
様式第8号(第10条関係)
様式第9号(第10条関係)
様式第10号(第10条関係)
様式第11号(第10条関係)
様式第12号(第12条関係)
様式第13号(第12条関係)